

修士学位論文の学位審査に関する指針

(2021年4月1日改正)

滋慶医療科学大学大学院では、修士学位論文について以下の指針を設ける。学生より提出された修士学位論文は、この指針にそって修士学位審査を行い、適当と認められる者に対し、修士（医療安全管理学）の学位の授与を行う。

1. 中間研究報告会

学生の「課題研究（修士論文作成）」がより充実したものになるため開催する中間研究報告会は、原則として2年次（長期履修生を含む）の7月中旬に行う。学生はその演題名、要旨、指導教員名を修士学位論文中間報告（要旨）（様式4-10）に記載し、7月第1土曜日の所定の時間までに大学院事務部に提出する。報告会のプログラムや発表時間割等は教務委員会が作成し公示する。

なお、研究の進捗を確認するため、フォローアップのための報告会を開催することがある。

2. 修士論文要旨の提出と主査、副査の決定

- (1) 学生は修了予定年度の1月第2土曜日の指定された時間までに、修士論文等の作成要綱第2条に記載された修士学位論文審査願（様式4-11）並びに修士学位論文（要旨）（様式4-12）を事務部に提出する。
- (2) 研究科長は論文要旨内容を考慮して、学長並びに教務委員会と協議の上、論文審査委員会の主査、副査の候補者を履修等に関する規程第14条に従って選定し、1月の研究科教授会に提出する。研究科教授会はこれを審議し、決定する。研究科長はこの結果を速やかに当該学生に通知する。

3. 修士学位論文の提出

- (1) 修士学位論文要旨を期日までに提出した学生は、1月下旬の指定された日時までに、修士学位論文等の作成要綱第5条に従って記述した修士学位論文4部を事務部に提出する。
- (2) 研究科長は速やかに、修士学位論文を担当の主査、副査に配布する。

4. 学内公聴会

- (1) 論文審査委員会の下で行う学内公聴会は、最終学力試験を兼ねるものとする。
- (2) 学内公聴会は、修了予定年度の2月中旬に公開で行い、原則として発表20分、質疑10分の計30分で行う。
- (3) 学内公聴会のプログラム作成は研究科長と教務委員会が行い、学長の承認を得て、速やかに公示し、当該学生にも通知する。
- (4) 学内公聴会の座長は主査が行う。当該論文審査委員会の主査、副査はこの学内公聴会に必ず出席しなければならない。

5. 論文審査委員会

- (1) 論文審査委員会は、当該学生の学内公聴会における研究発表・質疑応答の内容を総合的に判断し、主査、副査が合議して多数決で決した意見を主査が修士学位論文審査報告書に結論として記載する。ただし、少数意見も必ずその内容を記載する。
- (2) 論文審査委員会の判定は、「合」または「否」とする。
- (3) 論文審査委員会は「合」と判定したが、当該学位論文の一部を修正する必要があるとの意見を付した場合は、当該修士論文提出学生は当該年度の3月上旬の指定された日時までに必要な修正を行い、主査に提出するものとする。

6. 修士学位論文及び最終学力試験の合否判定

- (1) 修士学位論文及び最終学力試験の合否は、履修等に関する規程第16条及び第17条に定められた方法でこれを行う。
- (2) 5.(3)で提出された論文の修正については、学長が確認を行う。

7. 英文要旨の提出

修士学位論文審査に合格した者は、3月初旬の指定された日時までに英文要旨を提出するものとする。